

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和4年10月教育委員会会議：定例会

期 日 令和4年10月19日（水）開会 午後1時30分
閉会 午後2時25分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 菅谷 義範 委員
小菅 広計 委員

傍聴者 3名

出席職員	教 育 長	圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長	曾山 澄雄
	教育総務課長	菊間 明美	学 務 課 長	澤田 法義
	指 導 課 長	松丸 晴久	教育センター所長	田中 雅明
	社会教育課長	舎人 樹央	文 化 課 長	猪股 佳二
	佐倉図書館長	利光 尚	教育総務課企画財務班長	平野 昌彦
事務局	教育総務課教育総務班長	山田 智之	教育総務課教育総務班	千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

- ① 教育長の再任及び教育委員の就任並びに教育長職務代理者の指名について
【教育部長】

教育長の再任及び教育委員の就任並びに教育長職務代理者の指名について報告する。

教育長の再任について、圓城寺一雄教育長が、令和4年10月2日付で再任された。任期については、令和7年10月1日までの3年間である。

続いて、吉村真理子氏が令和4年10月2日付で教育委員に就任された。任期については、令和8年10月1日までの4年間である。

最後に、教育長職務代理者についてである。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるときまたは教育長

が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うこととされている。このことから、令和4年10月2日付で圓城寺一雄教育長が吉村真理子教育委員を職務代理者として指名したので報告する。

② 教育長挨拶

③ 教育長から2件報告

9月22日に開催した校長会議、9月29日に開催した教頭会議で話した内容について報告する。

校長会議では、夏休み中に佐倉の子どもたちが本当に成長しているなどというような場面を伝えた。1つは、佐倉学の成果について、小竹小学校出身の現在高校3年生になります柳田和音さんという方が佐倉学で学んだ津田仙給食についての論文を「歴史研究」という雑誌に掲載されたことが契機となり、実は津田仙の子孫に当たる津田守さんという方が、この柳田さんと共に市長を表敬訪問するというような、佐倉学の成果と私は捉えているのだが、そのようなことがあった。この津田守さんという方は、大学の教授をいていた方で、関西在住であったのだが、今後佐倉に奥様と移り住んで、自分の残りのライフワークとして自分のルーツをたどりたいということで、関西から佐倉への移住を決断されたというようなことがあった。もう一つは西志津中学校の2年生の田邊さくらさんという方が、この方は書道が大変優れており、教育委員会の事業ではないのだが、市の事業で「桜に染まるまち、佐倉」、また「さくら涼み処」という事業で揮毫をし、文部科学大臣賞も受賞され、大変優秀な生徒だった。もう一点は中学生の野球大会で佐倉市の選抜が優勝されたと、その辺りからやはり子どもたちが成長するということは、教職員だけでなく、関わる方々が本当に笑顔になって幸せになると、先ほど再任の挨拶で話しをしたが、先生方にはそういう使命を持っていただきたいという話をした。学校経営において、様々な課題が次から次へと積み重なっている現状、そして大量の退職、これによって教職員の若返りが進む、そういう現状の中で、学校経営においてぜひ効率化と焦点化ということを校長先生には意識していただきたいということをお話した。

教頭会議においては、起きてしまったトラブルやミス、危機管理について話をした。これを学校の組織あるいは先生方それぞれの学び、成長につなげてほしいという話をした。その際肝腎なのはトラブルやミスが起きたときに管理職がどのように受け止めるか、その覚悟が重要であり、適切な対応した上で原因究明に終始することなく、組織や個人の学び、成長につなげていこうとする管理職の姿勢が肝要であるということ、管理職の姿勢によって職員の心理的安全性も担保され、報告、連絡、相談がスムーズに行われる中で、風通しのよい職場づくりにつながるということをお話した。また、危機管理対応における参考例として、私が現場にいるときに大事にしていた少し古いが、後藤田5原則、中曽根内閣時代の官房長官、後藤田正晴氏について、その例を挙げて危機管理における参考にしてほしいということをお話した。

④ 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育部長】

9月14日から昨日10月18日までの約1か月間の感染状況等について、教職員の感染者数は19名。また、同期間の小中学校の児童生徒の感染者数は、児童296名、生徒82名の計378名である。臨時休校、学年閉鎖、学級閉鎖の状況について、9月は学級閉鎖が小学校1校1クラスで1日、10月上旬、学級閉鎖が小学校2校2クラスで、それぞれ2日間と3日間、学年閉鎖は小学校1校の1つの学年で3日間実施いたしました。

⑤ 令和4年8月市議会定例会について【教育総務課長】

8月市議会定例会は、8月29日月曜日から9月28日水曜日までの31日間を会期として行われた。

教育委員会に関連する議案については、議案第1号、議案第10号、議案第24号、議案第25号の4議案で、原案のとおり可決。グレーで塗りつぶした議案第22号については、業務の執行上、早期に議決をいただく必要があるため、先議として採決が行われた。資料2ページ、教育委員会に関連する発議案についてはなかった。

一般質問について、答弁記録の1ページ。本定例会も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮して、4日間の中で質問及び答弁の時間を短縮して行われた。教育委員会関係の質問については、9名の議員からあった。質問及び答弁の概要については、8ページから24ページである。主な内容は、学校給食への有機農産物の導入に関することや給食費の負担軽減に関すること、また新佐倉図書館に関することなど、多岐にわたる質問があった。

⑥ 情報公開について【教育総務課長】

佐倉市教育委員会における佐倉市情報公開条例施行規則第4条及び佐倉市個人情報保護条例施行規則第5条では、開示請求に関して所属長において決定した場合は、教育委員会会議に報告する旨が規定されている。令和4年4月から9月までの状況について、公文書に関する開示請求は、教育総務課1件、学務課1件、指導課2件、社会教育課1件、佐倉南図書館1件、計6件である。ナンバー4については請求が取り下げられている。そのほかの5件については、全部開示を行った。個人情報の開示請求はなかった。

⑦ 全国学力・学習状況調査について就学援助について【教育センター所長】

今回の調査は、2年ぶりに通常の時期、4月の中旬に戻り、4月19日火曜日に全国一斉に小学校6年生、中学校3年生を対象に国語、算数と数学、理科の教科において調査が行われた。この調査は、対象学年の児童生徒の昨年度なので、小学校6年生については5年生のときの、中学校3年生については2年生のときの学習の状況を調べるための調査となっている。

1番の調査結果については、表の上から順に佐倉市、千葉県、全国の平均正答率を表している。御覧のとおり本市の平均正答率は国語、算数・数学、理科ともに全国、千葉県とほぼ同等の結果となっている。この結果は、前回令和3年度の調査と傾向が同様な結果となっている。

2ページ目の下の表の2、白丸で表記された内容がおおむね良好だったも

の、黒三角で表記した内容は正答率が低く、課題が見られるものとなっている。課題としては、小学校の国語における書くことの正答率が低かったこと、中学校の国語では話すこと、聞くことが低かったことが上げられる。今後は、書く目的や意図を確かめ、文章全体の構成や展開を見直すことや自分の考えを明確に伝えられる表現となっているかを確認するなど、授業における指導上の工夫を図りながら改善していければと考えている。

3番の児童生徒の生活習慣、学習環境に関する調査については、学校生活や基本的な生活習慣、規範意識、自己有用感や学習中でのPC、タブレットなどICT機器を使うことが役に立つと回答する児童生徒が多かったほか、小学校では困り事や不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童の割合が全国、千葉県に比べて高かった。中学校では、自分と違う意見について考えることが楽しいと回答した生徒が高かった。今後も、子どもたちが自分の考えを伝え、ほかの考えを受け入れることで豊かに関わり合いながら、学校生活が送れるよう働きかけていきたいと考えている。

⑧ いじめの件数について【指導課長】

いじめの認知件数、小学校209件、中学校107件、合計316件。今月9月に新たに認知された件数は38件。昨年度から継続案件のうち197件が解消となっている。いじめの問題については、子どもたちの心の容体も含めて非常に複雑なものもあるので、今後も学校支援アドバイザーとの連携を図りながら、きめ細やかに子どもたちの状況把握を努め、子どもたちの声かけ等をしながら、いじめの早期発見、即日対応に努めていく。

⑨ 感染状況について【指導課長】

9月14日から10月18日までの感染症の状況について、流行性耳下腺炎が1名、水痘が2名、溶連菌感染症が4名、ヘルパンギーナが1名、インフルエンザが2名。インフルエンザについては、令和2年度、3年度ゼロだったが、今年度初めて2名ということになった。引き続き感染症予防対策を徹底するよう、全小中学校へ指示していく。

《委員から報告》

コロナ、インフルエンザ以外の感染症について、第41週、10月10日から10月16日、感染性胃腸炎がまだ多い。印旛市郡医師会内の全体の発生件数69件、定点当たり4.31人である。前の週、第40週、10月3日から10月9日まで65人なので、定点4.06人である。その前の週の39週、9月26日から10月2日までが100人、定点当たり6.25だが、これ以降は少し水準高いが、あまり増えてはいない。

今インフルエンザが2名出たという話だが、印旛市郡医師会内での報告では今のところゼロになっている。あとは目立った感染症はない。

新型コロナウイルス感染症について、印旛市郡医師会内での10月10日から10月16日まで、第41週の総検査数が2,868件、陽性者数が490件なので、陽性率17.1%、大分落ち着いてきているが、まだ17.1%あるということ

なので、引き続き注意をしていただきたいと思います。

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行については、かなり懸念されている。今のところ発生が本当に2件ぐらいしかないのですが、これから寒くなって乾燥してくるので、増える可能性がある。実際オーストラリアでは、かなりの数のインフルエンザの発生があったので、それを考えると今年2年間全くゼロだったということもあるので、抗体の保有率も減っているということだが、ワクチン接種をしっかりといただくということで対応する。マスクの着用がきちっとできているので、新型コロナウイルス感染症以前のような状況にはならないかもしれない。これはオーストラリアの例を見ると、そうはいつでも危ないと、ただオーストラリアではマスクをしないのがほとんどだった。日本の衛生環境、それから衛生意識が非常に高いので、オーストラリアほどではないだろうということだが、非常に危険なので、今これからの課題はそちらということである。

感染対策については、新型コロナウイルス感染症と一緒に。手洗いしてマスクして、インフルエンザについてはしっかりうがいしてほしいということである。換気の問題だが、これから寒くなってくるので、どういう換気をするのだが、常に開けておくのか、それともあと教室で生徒児童が発言する機会がほとんどない場合だったら閉めて、定期的に時間を置いて開放するか、どちらかの方法を取るしかないだろうと思う。その辺はよく検討していただいて、換気はしっかりやっていただくほうがいいと思う。寒さ対策も含めてこれからの課題かなと思うので、よろしく願います。

予防接種は必ず受けておいたほうがよいと思う。これはコロナと一緒に、インフルエンザも今この時期なので、打っておいていただきたいと思います。

3 議決事項

議案第1号 佐倉市学校薬剤師の委嘱について 指導課長より上程議案の説明

内容：議案第1号については、既に令和3年2月の教育委員会議、教育委員会定例会において、令和3年、4年度の学校薬剤師委嘱議案について決議されているが、小竹小学校、西志津中学校及び臼井南中学校、学校薬剤師の森下宗夫先生が逝去された。それに伴い、委嘱を行うものである。後任については、印旛郡市薬剤師会佐倉支部会長に推薦依頼したところ、小竹小学校、西志津中学校及び臼井南中学校の学校薬剤師候補者として辻智史先生の推薦があった。委嘱機関は、令和4年11月1日から令和5年3月31日まで。次の2ページが学校薬剤師の委嘱名簿。3ページ目は委嘱状案。4ページ目から佐倉市立小学校及び中学校管理規則を添付している。

《議決事項についての質疑なし》

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（１）佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

社会教育課長より上程協議題の説明

内容：資料 1 ページ、佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設に佐倉図書館の機能が移転し、本年度中に開設される予定であるため、現在の佐倉図書館の所在地、新町 189 番地 1 を新しい所在地の新町 40 番地 1 に変更するものである。今回の改正は、複合施設の供用開始日から適用する。

今後の予定について、本日協議後、11 月の教育委員会議で議案として提出させていただき、議決をいただきたいと考えている。その上で佐倉市議会 11 月定例会に議案を上程する予定である。本条例の制定は佐倉市市民協働の推進に関する条例第 7 条第 2 項第 1 号に定める軽微なものとして認められる場合に該当するため、意見公募手続は実施しないこととする。

資料 2 ページ、新旧対照表。3 ページ以降は、現行の条例である。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（２）佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

社会教育課長より上程協議題の説明

内容：資料 1 ページ、佐倉市立佐倉図書館等新町活性化複合施設駐車場については、市営駐車場であった際に公共施設、商店会等の利用者以外の方の無断駐車、また長時間の駐車等が多く見受けられ、市民、また商店会の皆様などからそれらの駐車場の適正利用について意見があった。駐車場の適正利用を図ることを目的に、1 点目としては、駐車場の管理機器の設置、それから 2 点目として施設利用者及び周辺公共施設並びに商店街利用者に配慮した上で、使用料の設定を行うものである。

1 点目の駐車場の管理規程については、入庫時にカメラでナンバーを撮影した後、精算機でナンバーを入力して出庫手続を行うもので、既にこの件は、契約手続は終了し、本施設の供用開始日より運用を開始する予定である。

2 点目の使用料については、条例に基づいて説明する。使用料については、駐車を開始したときから 30 分までごとに 100 円を駐車料金とする。ただし、開館時間を踏まえ、午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分までは、どの車においても入庫から 3 時間までを無料とする。また、入庫から 24 時間までの駐車料金は最大 700 円とする。そのほか使用料の減免に関する規定、その他駐車場の管理に必要な事項を規定することを条例には設ける予定である本条例は、複合施設の供用開始日から施行する。

今後の予定については、本日の協議後、11 月の教育委員会議に議案として提出し、議決をいただきたいと考えている。その上で、佐倉市議会 11 月定例

会に議案を上程する予定である。本条例の制定は、佐倉市市民協働の推進に関する条例第7条第2項第4号に定める地方税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料そのほかの金銭の徴収に関する施策等の策定を行う場合に該当するため、意見公募手続は実施しない。資料3ページ、条例案。第1条は趣旨、第2条は名称及び位置、第3条は使用料、第4条は使用料の減免、第5条は使用料の不還付、第6条は制限、第7条は委任を定めている。

補足として、本事業の効果については、施設利用者、商店会等の利用者以外の方の無断駐車等を減少またはなくすということが目的であり、本来駐車をされたい方、施設を利用されたい方のための駐車ができるようにすることなど、駐車場を適正利用するということが趣旨であると考えている。

機器については、チケットを発行せず、ナンバーを撮影することで入庫時間、出庫時間が認識され、金額等が表示される仕組みで、近隣ですと京成佐倉駅近くの飲食店で見られる仕組みとなっている。使用料について補足をすると、午前8時30分から午後8時30分までは、先ほど3時間まで無料と明記してあるところであるが、図書館夢咲くら館及び美術館においてはQRコード発行機の設置を予定しており、例えば3時間以上であってもボランティアの方やイベントに参加される方など、施設等利用者の場合については、このQRコードを発行して、それを精算機に認識させることで開館時間中は原則無料となる。

《協議事項についての質疑概要省略》

5 教育長閉会宣言